



平成27年3月16日

各 位

株 式 会 社 ア ル ト ナ ー
代 表 取 締 役 社 長 関 口 相 三
 (J A S D A Q ・ コ ー ド 2 1 6 3)
問 合 せ 先
取 締 役 管 理 本 部 長 張 替 朋 則
電 話 番 号 0 6 - 6 4 4 5 - 7 5 5 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年3月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年4月23日開催予定の第53期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項(取締役の責任免除)及び第41条第2項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。また、この変更に伴う経過措置として、附則を設けるものであります。

なお、現行定款第30条第2項(取締役の責任免除)の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 現行定款第2条(目的)の文言整備による変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

取 締 役 会 決 議 平成27年3月16日

定 時 株 主 総 会 開 催 日 平成27年4月23日

効 力 発 生 日 平成27年4月23日

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. ～2. (条文省略)</p> <p>3. <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保 および派遣労働者の就業条件の整備に 関する法律に定める労働者派遣事業</u></p> <p>4. <u>職業安定法に定める有料職業紹介事 業</u></p> <p>5. <u>損害保険代理業および自動車損害賠 償保障法に基づく保険代理業</u></p> <p>6. ～9. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規 定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法 第423条第1項の賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規 定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法 第423条第1項の賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. 労働者派遣事業</p> <p>4. 有料職業紹介事業</p> <p>5. 損害保険代理業</p> <p>6. ～9. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規 定により、取締役<u>(業務執行取締役等 であるものを除く。)</u>との間に、同法 第423条第1項の賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規 定により、監査役との間に、同法第423 条第1項の賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該 契約に基づく賠償責任の限度額は、法 令が規定する額とする。</p> <p>附則 <u>第30条第2項および第41条第2項の 変更は、「会社法の一部を改正する法 律」(平成26年法律第90号)が施行さ れる平成27年5月1日より効力が生じ るものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日経過後、 これを削除する。</u></p>